

- 不当労働行為行政訴訟 -

"1兆円儲けてから安全語れ" **断罪** された管財人の行為

客室乗務員原告 林 恵美 (松山市在住)

いつもたくさんの励ましやご助言を頂く支援者の皆様に心から感謝を申し上げます。

東京地裁、同高裁では法治国家とは思えない、企業の横暴を助長する不当判決が出され、最高裁へ135名が上告。客乗は第二小法廷で審理すると通知が届いた。今度こそ司法の良心を発揮してほしい。

8月28日、「ここでも敗けるかもしれない」と思っていた争議権投票妨害事件(東京地裁)で、管財人の行為が不当労働行為と断罪され完全勝利を勝ち取った。整理解雇問題で揺れていた2010年末、何としても解雇を避けようと、私達は職場の意思を示す争議権投票を始めていた。解雇対象である私達は、必死の思いで組合事務所職場

の仲間に話し込みをしていた。11月16日、弁護士でもある企業再生支援機構の管財人が「争議権を撤回しないと3500億円の出資はしない」と組合を恫喝。

職場でも「安全を語るの

は京セラのように1兆円の内部留保をためてからにしろ」と吹聴していた。争議権は9割以上の高率で確立されたが、ストラ

イキを行使することはできなかつた。整理解雇事件の高裁判決では「裁判所が選任した管財人がやる事に誤りはない」と言い切り解雇を認めた。この大前提がごとごとくひ

つくり返されたのである。間違つた判断は、正

されなければならない。最高裁では、高裁判決に明確な誤りがあることを認め、口頭弁論を開き、

事実に基づく科学的な審理を行ってほしい。

地裁の勝利判決に力づ

けられ、職場では4年前の闘いを再現、いやそれ以上に4年分の皆の思いを結集して、いよいよ解雇撤回をJALに決断させる争議権投票を始め

た。利益最優先の価値基準に合わない者は排除すると言うやり方では、救

いのない社会になってしまふのではないか。ましてや皆様の命を運ぶ公共交通機関の安全を守るためには自由な空気が必須である。解雇撤回はその第一歩だと思ふ。



JAL愛媛原告を支える会



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 Tel. 089-945-4526

松山空港前 宣伝

11月19日 (水)

18時~19時

11月のJAL・社保庁争議団の合同宣伝は、松山空港前で行います。多くの皆さんの応援をお願いします。



2014 えひめのうたごえ祭典で熱唱する四国トレインズと原告ら